

議案第 6 0 号

市川市手数料条例の一部改正について

市川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 1 9 年 2 月 1 3 日提出

市川市長 千 葉 光 行

市川市条例第 号

市川市手数料条例の一部を改正する条例

市川市手数料条例(平成 1 1 年条例第 4 0 号)の一部を次のように改正する。

別表建築基準法関係手数料の表を次のように改める。

建築基準法関係手数料

手数料を徴収する事務	手 数 料 の 額
建築物に関する確認の申請又は 計画の通知に対する審査	1 件につき、次の各号に掲げる床面積の合計の面積の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 30平方メートル以内のもの 7,500円 (2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 13,000円 (3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 21,000円 (4) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 28,000円 (5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 51,000円 (6) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 62,000円 (7) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 150,000円 (8) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 260,000円 (9) 50,000平方メートルを超えるもの 500,000円

備考

- 1 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算出する。
 - (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
 - (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
 - (4) 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- 2 確認の申請又は計画の通知に係る建築物の計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第5項又は第18条第4項に規定する基準（同法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定するプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査を要するものである場合の手数料の額は、この表の定める額に、1棟につき、次の各号に掲げる床面積の合計の面積の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額とする。この場合において、床面積の合計は、棟ごとに算定するものとし、備考1の規定は、適用しない。
 - (1) 1,000平方メートル以内のもの 110,000円
 - (2) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 137,000円
 - (3) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 150,000円
 - (4) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 190,000円
 - (5) 50,000平方メートルを超えるもの 322,000円
- 3 確認の申請又は計画の通知に係る建築物の計画が建築基準法第6条第5項又は第18条第4項に規定する基準（同法第20条第2号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同号イに規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査を要するものである場合の手数料の額は、この表の定める額に、1棟につき、次の各号に掲げる床面積の合計の面積の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額とする。この場合において、床面積の合計は、棟ごとに算定するものとし、備考1の規定は、適用しない。
 - (1) 1,000平方メートル以内のもの 159,000円
 - (2) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 212,000円
 - (3) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 243,000円
 - (4) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 321,000円
 - (5) 50,000平方メートルを超えるもの 590,000円

建築設備及び工作物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査	1 件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 建築設備を設置する場合（次号に掲げる場合を除く。） 13,000円 （電動ダムウエーターについては、6,000円） (2) 確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 6,500円（電動ダムウエーターについては、4,000円） (3) 工作物を築造する場合（次号に掲げる場合を除く。） 12,000円 (4) 確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 5,000円
建築物に関する完了検査（次項に掲げる場合を除く。）	1 件につき、次の各号に掲げる床面積の合計の面積の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 30平方メートル以内のもの 11,000円 (2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 13,000円 (3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 17,000円 (4) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 24,000円 (5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 39,000円 (6) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 55,000円 (7) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 130,000円 (8) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 200,000円 (9) 50,000平方メートルを超えるもの 410,000円
中間検査をした建築物に関する完了検査	1 件につき、次の各号に掲げる床面積の合計の面積の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 30平方メートル以内のもの 10,000円 (2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 12,000円 (3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 16,000円 (4) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 23,000円 (5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 38,000円 (6) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 51,000円 (7) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 120,000円

	(8) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 190,000円 (9) 50,000平方メートルを超えるもの 400,000円
建築設備及び工作物に関する完了検査	1件につき、次の各号に掲げる建築設備又は工作物の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 建築設備 14,000円（電動ダムウエーターについては、9,000円） (2) 工作物 10,000円
建築物に関する中間検査	1件につき、次の各号に掲げる中間検査を行う部分の床面積の合計の面積の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 30平方メートル以内のもの 10,000円 (2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 12,000円 (3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 16,000円 (4) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 22,000円 (5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 36,000円 (6) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 49,000円 (7) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 110,000円 (8) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 170,000円 (9) 50,000平方メートルを超えるもの 360,000円
建築設備及び工作物に関する中間検査	1件につき、次の各号に掲げる建築設備又は工作物の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 建築設備 13,000円（電動ダムウエーターについては、9,000円） (2) 工作物 10,000円
検査済証の交付を受ける前ににおける建築物等の仮使用の承認の申請に対する審査	1件につき 120,000円
道路位置の指定の申請に対する審査	1件につき 50,000円
道路位置の指定の変更の申請に対する審査	1件につき 50,000円
道路位置の指定の廃止の申請に対する審査	1件につき 25,000円

建築物の敷地と道路との関係の 建築の許可の申請に対する審査	1 件につき 46,000円
公衆便所等の道路内における建 築の許可の申請に対する審査	1 件につき 33,000円
道路内における建築の認定の申 請に対する審査	1 件につき 28,000円
公共用歩廊等の道路内における 建築の許可の申請に対する審査	1 件につき 170,000円
壁面線外における建築の許可の 申請に対する審査	1 件につき 170,000円
用途地域における建築等の許可 の申請に対する審査	1 件につき 190,000円
特殊建築物等敷地の位置の許可 の申請に対する審査	1 件につき 170,000円
建築物の容積率に関する特例の 許可の申請に対する審査	1 件につき 170,000円
建築物の建ぺい率に関する制限 の適用除外に係る許可の申請に 対する審査	1 件につき 33,000円
建築物の敷地面積の許可の申請 に対する審査	1 件につき 170,000円
建築物の高さに関する特例の認 定の申請に対する審査	1 件につき 28,000円
建築物の高さの許可の申請に対 する審査	1 件につき 170,000円
日影による建築物の高さの特例 の許可の申請に対する審査	1 件につき 170,000円
高架の工作物内に設ける建築物 の高さに関する制限の適用除外 に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 28,000円
高度利用地区における建築物の 容積率、建ぺい率、建築面積又 は壁面の位置の特例の許可の申 請に対する審査	1 件につき 170,000円

高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	1 件につき 170,000円
敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	1 件につき 170,000円
都市再生特別地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は高さに関する特例の許可の申請に対する審査	1 件につき 170,000円
再開発等促進区等における建築物の容積率、建ぺい率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 28,000円
再開発等促進区等における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	1 件につき 170,000円
建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 28,000円
高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	1 件につき 170,000円
区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 28,000円

地区計画等の区域における建築物の建ぺい率に関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき 28,000円
予定道路に係る建築物の延べ面積の特例の許可の申請に対する審査	1件につき 170,000円
仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1件につき 120,000円
一団地内の1又は2以上の建築物の敷地の特例の認定の申請に対する審査	1件につき、建築物の数が1又は2である場合にあっては78,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額
既存建築物及び当該既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の敷地の特例の認定の申請に対する審査	1件につき、建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額
広い空地を有する一団地内の1又は2以上の建築物の敷地に関する特例及び当該建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき、建築物の数が1又は2である場合にあっては220,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額
広い空地を有する既存建築物及び当該既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の敷地に関する特例並びに当該建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき、建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額
公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	1件につき、建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項及び次項において同じ。）の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額
一定の規模以上の公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき、建築物の数が1である場合にあっては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額

公告許可対象区域内における一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査	1 件につき、建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1 である場合にあっては220, 000円、建築物の数が2 以上である場合にあっては220, 000円に 1 を超える建築物の数に28, 000円を乗じて得た額を加えて得た額
一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	1 件につき、7, 500円に現に存する建築物の数に14, 000円を乗じて得た額を加えて得た額
一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 28, 000円
一の既存不適格建築物について2 以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の当該2 以上の工事の全体計画（次項において「全体計画」という。）の認定の申請に対する審査	1 件につき 120, 000円
全体計画の変更の認定の申請に対する審査	1 件につき 60, 000円
大規模な建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 28, 000円
特殊建築物の路地状の部分の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 28, 000円
学校等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 28, 000円
4階以上の階に設ける教室等に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 28, 000円
興行場等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係に関する	1 件につき 28, 000円

制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	
興行場等の用途に供する建築物に関する規定の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 28,000円
物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 28,000円
共同住宅等の用途に供する建築物の周囲の空地に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 28,000円
共同住宅等の主要出入口と道との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 28,000円
木造長屋の階数に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 28,000円
車庫等の用途に供する建築物の敷地の自動車の出入口の位置に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 28,000円
既存建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 28,000円
建築確認済証明書の交付	1 通につき 400円
建築確認申請受理証明書の交付	1 通につき 400円
検査済証明書の交付	1 通につき 400円
中間検査合格証明書の交付	1 通につき 400円
道路位置指定証明書の交付	1 通につき 400円
道路位置指定申請受理証明書の交付	1 通につき 400円

別表その他の手数料の表中「外国人登録済証明書」を「外国人登録原票記載

事項証明書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中別表その他の手数料の表の改正規定は公布の日から、別表建築基準法関係手数料の表の改正規定及び次項の規定は建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第９２号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表建築基準法関係手数料の表の規定は、別表建築基準法関係手数料の表の改正規定の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

建築基準法の改正により都道府県知事が実施する構造計算適合性判定に要する費用が市町村の負担とされたこと及び本条例第6条の規定に基づきおおむね3年ごとに行う手数料の見直しを行った結果を踏まえ、受益者負担の適正化を図るため、建築基準法関係手数料の額を見直すほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

